

○昭和二十三年二月十日
号外

昭和二十三年二月十日

警察部長
教育部長

各公立学校長 殿
各区町村長

東京神奈川軍政部民間情報教育部の命に依る軍国主義的 超国家
主義性を有すると認められる忠霊塔、忠魂碑、銅像、美術品及び
記念物等の撤去状況報告について

右のことについて、調査報告の命令があつたので、左記注意事項熟読の上、調査
報告様式に依つて期日までに必ず報告願いたい

記

「注意事項」

一、報告書は正副二通として、昭和二十三年二月二十三日（月）午后四時
までに神奈川県庁社会教育課文化第一係へ持参又は必着するよう〇〇の
こと。

二、調査報告書中、(1)(2)(3)、各号のa項は、公立学校長に於いて調査記入の上
報告のこと、b、c項は、区町村長に於いて調査記入の上、報告のこと。

三、別に添付してある参考資料を参照のこと。

四、該当の有る無しにかかわらず、必ず報告書は提出すること。

五、この調査は、本通牒入手現在日に於ける現況を調査報告するもので、別に
昭和二十三年二月五日付、二十三社教第三八号を以て「軍国主義的又は超国
家主義性を有すると認められる忠霊塔、忠魂碑、銅像等の措置について」を
各市長、各地方事務所長宛通牒等出し居るが、それは別途報告のもので
あるから、本件と混同しないこと。